第２回　東北みずの会　会員相互研修会

「東北水道フォーラムの

提言を受けて」

民間の視点・民間の提案

H28/1/16　s.k

基調講演をいただいた、熊谷和哉さんからの提言。

提言１
　水道法というルールのゲームをもっと楽しむ。

提言２
　住民の生活に寄り添って、住民サービスを提案する。

提言１　水道法というルールのゲームをもっと楽しむ。

　ルール（水道法）は使い方しだいです。このゲームは面白くないからルール変えてしまえ！って言うのか、決まったルールの中でどれだけ遊べるか楽しめるかと考えるのか。
　私は皆さんが言うほど、じゃまなルールではないと思っています。

ゲームの例　他の市町村への分水

　分水は給水区域の拡張という事業変更をしなくても、第三者委託でいくらでも対処できます。浄水と配水の第三者委託で隣の町に技術業務委託すればよいだけの話です。
　あの平成１３年の水道法の改正って、けっこうすごい威力なんです。

水道法　第十条

水道事業者は給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させまたは・・ときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときには、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

水道法　第二十四条の三

水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部または一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者または当該業務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

県単位の広域化推進に向けた水道法の改正

厚生労働省

- 市町村経営の原則を見直す。
- 都道府県が水道事業の広域化推進に向けて主導的役割を発揮できるように、都道府県の位置付けを明確にする。
- 効率化に向けて水道用水供給事業と、水道事業の統合を進める。

来年の通常国会への提出を目指す。

2016/01/12 官庁速報より（修正あり）

広域化が中小の水道事業継続の切り札と考えられている中で給水区域の拡張と第三者委託は有効な手段となるのか、八戸圏域水道企業団の副企業長として広域連携を推進なれた、大久保勉さんに解説していただこうと思います。

「法に遊ぶ？　分水は？」

大久保勉さん

提言２　住民の生活に寄り添って、住民サービスを提案する。

水道事業が捨てたものの一つに、市民との距離があります。そこを埋めているのが（検針や料金徴収業務をされている）岡地社長だと思っています。効率化、外部委託という中で、一番肝心な利用者との対話の部分を民間にあけ渡してしまったんです。

住民の生活に水道事業はどこまで関与できるのか、サイドビジネスはできないか。浄化槽で個別訪問して維持管理をやっている人も、プロパンガスを配っている人も高齢化でいつまでやれるかわからない。

住民の生活基盤整備を官民挙げてどうやって支えていくのか、水道事業者はもっと関心を持つべきです。

業務委託や浄水場の運転管理に詳しい伊藤克美さんと、まさに直接住民に接する検針、窓口業務に詳しい根岸弘行さんにご意見やアイデア、コメントを頂きたいと思います。

東北水道フォーラムの提言をうけて（民間の視点・民間の提案）」への話題提供

伊藤克美さん

「第一環境のできること」
水道サービスを持続させるために

根岸弘行さん

・　広域化が進むと、末端住民の意見が届きにくくなる。広域化は住民サービスの向上に逆行することもある。

・　県が主導しなければ、経営状態の異なる事業者どおしの合併は無理なので、水道法の改正は評価できる。

・　広域化で水道事業者が減少すると１つひとつの水道事業は安定するが、その分、民間企業の受注の機会が失われるのでは？

・水道料金の支払いは、銀行振り込みが一般的で、窓口に支払いに来る人は訳がある。　⇨　対応が難しい。

・住民に事業体職員が寄り添うと、ここぞとばかりに理不尽な要求をしてくる。　⇨　対応が難しい。

・矢巾町の水道サポーター制度が「住民に寄り添う」理想形では？